

会議録

会議の名称	令和元年度第1回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和元年10月31日（木曜日）午後7時から8時16分
開催場所	田無庁舎4階 第3委員会室
出席者	出席委員：嶋田委員、米崎委員、村田靖委員、平山委員、村田秀夫委員、指田委員、岸保委員、浅野委員、渡辺委員、伊集院委員、清水委員、土方委員、渡邊委員、福田委員、正岡委員 事務局：副市長 池澤、市民部長 松川、保険年金課長 後藤、国保給付係長 定留、国保加入係長 仲、国保徴収係長 齋藤、国保給付係 菅沼
議題	諮問事項 西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について 令和2年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料1 令和元年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿 資料2 西東京市国民健康保険条例 資料3 西東京市国民健康保険運営協議会規則 資料4 西東京市国民健康保険加入者の状況 資料5 西東京市国民健康保険料 徴収率の推移 資料6 平成30年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料7 西東京市国民健康保険財政健全化計画の概要について 資料8 西東京市国民健康保険財政健全化計画策定に係る基本的な考え方 参考資料1 西東京市国民健康保険財政健全化計画案 中間まとめ（報告） 参考資料2 平成31年度 国民健康保険料のあり方について（答申）
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開 会	
<p>○事務局</p> <p>令和元年度第1回国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議は定足数に達していることをご報告します。</p> <p>国民健康保険では、市長の諮問を受け、諮問事項の意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の具申を行うため、諮問機関として国民健康保険運営協議会を設置することが国民健康保険法第11条で規定されています。</p> <p>本市の運営協議会は、国民健康保険条例第2条により、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の3つの代表、各5名、計15名で構成することとなっています。</p> <p>委員の任期は、国民健康保険法施行令第4条により3年とされており、協議会の会長、会長代行は、国民健康保険法施行令第5条により中立的な立場の公益代表の中より選ばれることとなります。</p>	

2 各委員紹介

○事務局

資料1の名簿に沿って自己紹介をお願いします。 [各委員より自己紹介]

3 会長、会長代行の選出

○事務局

国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行につきましては、公益代表委員5名の中から、委員全員の選挙により選出することと定められています。公益代表委員の皆様の中で推薦ということで決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、どなたか推薦をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

会長に清水委員、会長代行に土方委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

ただいま、会長に清水委員、会長代行に土方委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声あり)

○事務局

それでは、委員の皆様のご承認をいただき、会長、会長代行が決まりましたので、ここからは会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

[会長は会長席、会長代行は会長代行席に着く]

4 会長、会長代行挨拶

(会長、会長代行の挨拶)

会議録署名委員の指名

○会長

会議録はおおまかな発言の要点だけを載せるという形にさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

今回の会議録署名委員は、嶋田委員と米崎委員をお願いしたいと思います。

傍聴について

○会長

傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局

いらっしゃいます。

○会長

入っていただいてよろしいですね。(「異議なし」の声あり)

5 議 題

(1) 諮問事項

西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について

令和2年度 国民健康保険料のあり方について

○会長

それでは、議題に入ります。諮問事項となります。

○副市長

西東京市国民健康保険運営協議会会長 清水文子殿 西東京市長 丸山浩一

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問事項 (1) 西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について

(2) 令和2年度 国民健康保険料のあり方について

以上、2点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま諮問を頂戴しました。

審議に入ります。本日の資料の説明をしてから質疑をしていただきたいと思います。

○事務局

諮問事項(1)「西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について」ですが、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入金は、一般会計を圧迫する要因のひとつとなっていることから、法定外繰入金の計画的な解消・削減に向けた西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定についてご審議をお願いいたします。

諮問事項(2)「令和2年度 国民健康保険料のあり方について」は、国の予算編成の状況等が示された後、東京都から納付金及び標準保険料率の確定値が示されることとなっております。このことから、令和2年度予算について現時点では積算ができない状況ですので、詳細な数字がご提示できる段階でご審議をお願いいたします。

本日は西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について及び平成30年度の決算状況について説明させていただきます。

(2) 平成30年度決算報告について

○事務局

[配布資料4から6の説明]

○会長

ただいまの説明に対して質問・意見はありますか。

○委員

広域化になったことによって繰入金を削減していかななくてはならないとのことなので、よく考えながら審議していかななくてはならないかと思います。

○委員

資料6に法定外繰入金ですとか法定内繰入金とあるのですが、この法というのは国民健康保険法ということでよろしいのですか。また、法定外繰入金の1人当たりの金額は東京都26市中の何位ですか。

○事務局

保険基盤安定制度による繰入れについては、国民健康保険法第72条の3及び4に定められています。法定外繰入金の1人当たりの金額は、東京都26市中の8位です。

○委員

徴収率の推移を見ると、現年度分は上昇し、滞納繰越分が減少していますが、何か徴収努力をされているのですか。

○事務局

滞納繰越分については26市中3位の実績はありますが、とりあえず滞納に至らないように、まず現年度分をどのように納めていただくかということで、電話により納め忘れがないとか滞納に移行しないよう徴収率上げる努力をしております。滞納繰越分については昨年よりも0.8ポイント落ちておりますが、滞納の世帯については少しずつ減っている状況でございます。

○会長

収納に行かれる職員の方は、今何名ですか。

○事務局

正規職員については4名、嘱託職員が4名、計8名でやっております。また、それ以外に難しい案件については納税課の債権回収対策係と連携してやっております。

○委員

1ページの歳入と歳出の差額がプラス2億8,500万円ということですが、これは繰越金として計上されるものなのでしょうか。また、法定外の繰入金を減らす方向で使えないものなのですか。

○事務局

翌年度の補正予算で繰越金に計上され、交付金等の返還額を差し引いた額を一般会計に戻しています。

○会長

基金に毎年1億円位積み立てできないのですかね。

○事務局

毎年調整はしているところですが、一般会計から繰り入れしているので、なかなか基金に積めないのが現状でございます。

○委員

徴収率が上がっているということは、徴収員の方が頑張っているのかなという印象を持ちました。

○委員

きちんと納めてくださっている市民がいる一方で、何らかの理由で納められない方もいるのかなと思います、それが圧迫しているとしたら、そこを何とか減らしていく方法はないのかなと思いました。

○委員

この表を拝見して、毎年少しずつでも改善されているところを感じられる部分がございますので、全体的なことも踏まえながら、少しずつ毎年改善していくことに意義があるのかなと思っております。

○委員

資料6の歳入ですが、国庫支出金は0.0%、都支出金が62.8%とありますが、どこでもこんな感じなのですか。

○事務局

平成30年度から広域化になった影響により今までは国庫支出金であったものが都支出金に変わったことによるものです。

(3) 西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について

○事務局

[配布資料7、8の説明]

○会長

ただいまの説明に対して質問・意見はありますか。

○委員

来年度、1億2,500万円ぐらい削減しなくてはならないと数字が出ているのですが、それによって保険料が幾らぐらい上がっていくのかとか、そういうものを示してもらえないとわからない。1世帯当たりまたは1人当たりで幾らぐらい上がるとか、そういうものの試算は出ているのでしょうか。

○事務局

健全化計画の考え方について承認いただきましたら、次回の協議会で何パターンか、幾らずつふえていくとかというようなものはお示しさせていただきたいと思えます。

○委員

保険料の滞納について、ちゃんとお金を納めない人というのはどんな人たちがいらっしゃるのですか。

○事務局

滞納者の中には払いたくてもなかなか払えないという方もいらっしゃいますし、納付意識がなくて払うお金があるのに払わないという方もいらっしゃいます。低所得の方につきましては、分割納付という形のご相談にも乗っております。また、納付意識が薄くて、納付するお金をお持ちなのにも納付されない方については、差し押さえだとかいう形で負担の公平性を図っているところです。

○会長

払えるのだけれども払わないという人を徴収するのは大変だろうと思います。
健全化計画の基本的な考え方についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

この基本的な考え方で次回資料を作成いたします。

(4) その他

○事務局

次回、第2回の運営協議会の開催について調整させていただきたいと思います。

(次回の日程調整)

○会長

令和元年11月27日(水)午後7時といたします。

6 閉 会

○会長

予定した議題が終わりましたので、本日はこれで閉会にしたいと思います。

午後8時16分 閉会